

1. 災害の概要

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、佐賀県は10市10町に災害救助法の適用を決定した。

2. 災害救助法適用市町村

<10市>

・佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市

<10町>

・神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町

3. 協会けんぽの対応

大雨による災害により、保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難された場合であっても、「①氏名」、「②生年月日」、「③連絡先(電話番号)」、「④お勤め先の事業所」を申し出ることにより、保険証がなくても受診できることとした。<協会けんぽホームページに掲載>

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。